区分・種別	県指定有形文化財(建造物)		
名　　称	三島神社拝殿　1棟		
所　在　地	上浮穴郡久万高原町菅生		
所　有　者	三島神社	管 理 団 体	
指定年月日	昭和37年11月1日		
解　　説	この拝殿は、桁行11.4m、梁間9.8mの入母屋造（いりもやづくり）、銅板葺（どうばんぶき）である。文献によると、慶長8（1603）年松山藩主加藤嘉明の重臣、佃十成（つくだかずしげ）によって再建されたとある。その後、貞享年間（1684～1688年）に修理が施され、昭和37（1962）年には大規模な解体修理が行われた。この時、藁葺（わらぶき）屋根は銅板にかえられ、外部の柱はほとんど取り替えられたが、内部の柱、虹梁（こうりょう）、欄間（らんま）、斗組（ますぐみ）、蟇股（かえるまた）、化粧垂木（けしょうだるき）などは、そのまま残され、桃山時代の高尚、雄渾（ゆうこん）なおもかげを今日に伝えている。		